

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為によ	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為によ

り当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(242) 略

(243) 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項又は漁業法第119条第1項の規定に基づく漁業（総トン数5トン以上の漁船を使用して行うものに限る。）の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 新たな許可 1件につき2,900円

イ 変更の許可 1件につき2,400円

(244) 漁業法第69条の規定に基づく漁業の免許 1件につき3,700円

(245) 漁業法第72条第6項の規定に基づく漁業権の共有の認可
1件につき3,700円

り当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(242) 略

(243) 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく漁業の免許 1件につき3,700円

(244) 漁業法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可 1件につき3,700円

(246) 漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許 1件につき2,500円

(247) 漁業法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可 1件につき1,200円

(248) 漁業法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可 1件につき1,200円

(249) 漁業法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可 1件につき2,500円

(250)～(328) 略

(245) 漁業法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許 1件につき2,500円

(246) 漁業法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可 1件につき1,200円

(247) 漁業法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可 1件につき1,200円

(248) 漁業法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可 1件につき2,500円

(249) 漁業法第65条第1項の省令若しくは規則又は漁業法第66条第1項の規定に基づく漁業（総トン数5トン以上の漁船を使用して行うものに限る。）の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 新たな許可 1件につき2,900円

イ 変更の許可 1件につき2,400円

(250)～(328) 略

2 略

2 略

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。